

ナショナル・トラストとは？

市民が自分たちのお金で身近な自然や歴史的な環境を買い取って守るなどして、次の世代に残すという運動です。

発祥の地はイギリス

イギリスのザ・ナショナル・トラストは、今から百年余り前の1895年に3人の市民によって「国民のために土地を共有する団体」として創設されました。ナショナルは「国の」ではなく「国民の」という意味で、この団体は国民がお金を出して買った土地をトラスト(信託)されているのです。1907年には、「ナショナル・トラスト法」が制定され、トラストが保全する資産を譲渡不能とするという原則がつけられました。ナショナル・トラストに寄贈すればその後売られることはなく、寄贈者は、土地や屋敷がいつまでも社会の資産として残るという安心感を持つことができるのです。

その後さらに法改正によって、トラストへの資産譲渡は非課税とされました。

日本では

1964年に鎌倉市の鶴岡八幡宮の裏山が宅地開発されそうになったとき、市民と市が「財団法人鎌倉風致保存会」を設立し、資金を出し合っこの土地の一部を買い取りました。この方法が、イギリスのナショナル・トラストになぞらえられ、全国に広がって次々にこのような活動をする団体(トラスト団体)が生まれました。その中で買い取り以外の手法も工夫されています。

イギリスと違うのは、全国単一の団体でなく、各地の独立の団体が、市民の任意団体や法人、あるいは行政主導または市民と行政の共同の法人、といったさまざまな形で存在していることです。その数は60団体ちかくにのぼりますが、その全体をカバーするイギリスの「ナショナル・トラスト法」のような制度はまだありません。「市民の手で守る」という仕組みづくりはこれからの課題です。

この手引きの使い方

これからナショナル・トラストを始めたいと考えている方に知っておいていただきたい、実務的な問題とその実践の方法を集めました。他の人の土地が気になっている方にも、自分の資産をよりよい形で残したいと考えている方(所有者)にも、それぞれ参考にしていただけるように工夫し、先駆団体の事例をご紹介します。

左のページに活動の流れを、その右のページに、キーとなる関連事項の説明を載せてありますので、左右を参照しながらご覧下さい。キーワードによっては関連する別のページにも解説がありますので、案内に従ってそのページにとんで下さい。

この手引きは、一人あるいは数人の個人を読者に想定していますが、すでにグループとして活動している方々にも参考にしていただけるように、後半に制度や手続きなどの項目を設けてありますので、必要な箇所をご覧下さい。

この小冊子では詳しく触れられない法律や税制に関しては、さらに関連する文献や資料に当たっていただきたいと、そうしたものを巻末にまとめてあります。

